

富谷市地方創生総合戦略



住みたくなるまち日本一

～100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ～

平成27年12月

富谷市

目次

第1章 背景・目的	．．．．	1
（1） 背景	．．．．	1
（2） 目的	．．．．	2
（3） 計画期間と管理体制	．．．．	2
第2章 富谷市人口ビジョンの概要	．．．．	3
（1） 自然増減及び社会増減の動向	．．．．	3
（2） 将来人口構成の予測	．．．．	4
（3） 合計特殊出生率の推移と将来目標	．．．．	5
（4） 人口の将来展望	．．．．	6
第3章 将来人口6万人を実現するための施策のスキーム	．．．．	7
第4章 富谷市地方創生総合戦略の基本目標	．．．．	8
（1） 基本目標1 企業誘致の実現による新たな雇用の場の創出	．．．．	9
（2） 基本目標2 スイーツ等による「とみやシティブランド」の確立	．．．．	10
（3） 基本目標3 未来を担う子どもたちを育てる環境のさらなる充実	．．．．	12
（4） 基本目標4 生活圏を踏まえた暮らしやすさの一層の向上	．．．．	14

第1章 背景・目的

(1) 背景

我が国は、平成20年をピークに人口減少局面に入っており、今後も人口が減少し続けると推計されています。特に、地方においては、若者の東京圏への流出や、未婚・晩婚・晩産化による出生数の減少等により、人口減少の進行が著しく、地域活力の低下が危惧されています。

このような状況を受け、国では、まち・ひと・しごと創生本部を設置するとともに、平成26年末に「まち・ひと・しごと創生法(以下「創生法」という。)」を制定し、国と地方が一体となって地方創生を実現するため、それぞれが総合戦略を策定することとしました。

国においては、①東京一極集中の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決などを柱とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成27年度から31年度までの数値目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

市町村においても、創生法第10条により、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務とされました。

【図表1 国のまち・ひと・しごと総合戦略等の概要】

長期ビジョン			総合戦略(2015~2019年度の5か年)		
中長期展望 (2060年を視野)			基本目標 (成果指標、2020年)		
ビジョン	KPI	施策	KPI		施策
人口減少問題の克服	1億人 (2060年)	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少の歯止め →出生率1.8確保 「東京一極集中」の是正 	<ul style="list-style-type: none"> 地方における安定した雇用の創出 地方への新しいひとの流れをつくる (現状:東京圏年間10万人入超) 	<ul style="list-style-type: none"> 6次産業市場10兆円 →就業者数5万人創出 訪日外国人旅行消費額3兆円 →雇業者数8万人創出 地域の企業1000社支援 →雇業者数8万人創出 地方移住の推進 →年間移住あっせん件数11,000件 企業の地方拠点強化 →強化件数7,500件、雇業者数4万人増 地方大学等活性化 →自県大学進学者割合平均36% 若い世代の経済的安定 →若者就業率78% 妊・出・子への切れ目のない支援 →支援ニーズの高い妊産婦へ支援100% ワーク・ライフ・バランス実現 →男性の育児休業取得率13% 「小さな拠点」の形成 →「小さな拠点」形成数 定住自立権の形成促進 →協定締結等圏域数140圏域 既存ストックのマネジメント強化 →中古・リフォーム市場規模20兆円 	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の競争力強化 (業種横断的取組) 地域産業の競争力強化 (分野別取組) 地方への人材還流、地方で人材育成、雇用対策 地方移住の推進 地方拠点強化、地方採用・就労拡大 地方大学等創生5か年戦略 若者雇用対策の推進、正社員実現加速 結婚・出産・子育て支援 ワーク・ライフ・バランス実現 「小さな拠点の形成支援」 地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携) 大都市圏における安心な暮らしの確保 既存ストックマネジメント強化
成長力の確保	GDP成長率1.5~2%程度維持 (2050年)	<ul style="list-style-type: none"> 人口安定化の実現 生産性向上の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する 		

※KPI(Key Performance Indicators): 施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。重要業績評価指標。

(2) 目的

創生法第10条の要請に対応するとともに、平成28年10月10日の単独市制移行を踏まえ、富谷市として能動的に地方創生に対応していくために、富谷市地方創生総合戦略を策定します。なお、平成28年度には(仮称)富谷市総合計画前期基本計画の策定を開始することとしていますが、このうち、創生法の趣旨を反映した重点的な施策については、地方創生総合戦略に位置付けて実施するものです。

(3) 計画期間と管理体制

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。進行管理については、基本目標や具体的な施策に数値目標や重要業績評価指標(KPI)を設定し、これを用いて達成度や事業の進捗状況を適宜、評価・検証を行います。なお、KPI等の評価・検証については、産学官金言の各分野から構成される「富谷市総合計画審議会」で行い、それを議会に報告し、公表することとします。また、「富谷市総合計画審議会」の議論や議会の意見を経て、基本目標や具体的な施策の見直しや改善を図ります。

第2章 富谷市人口ビジョンの概要

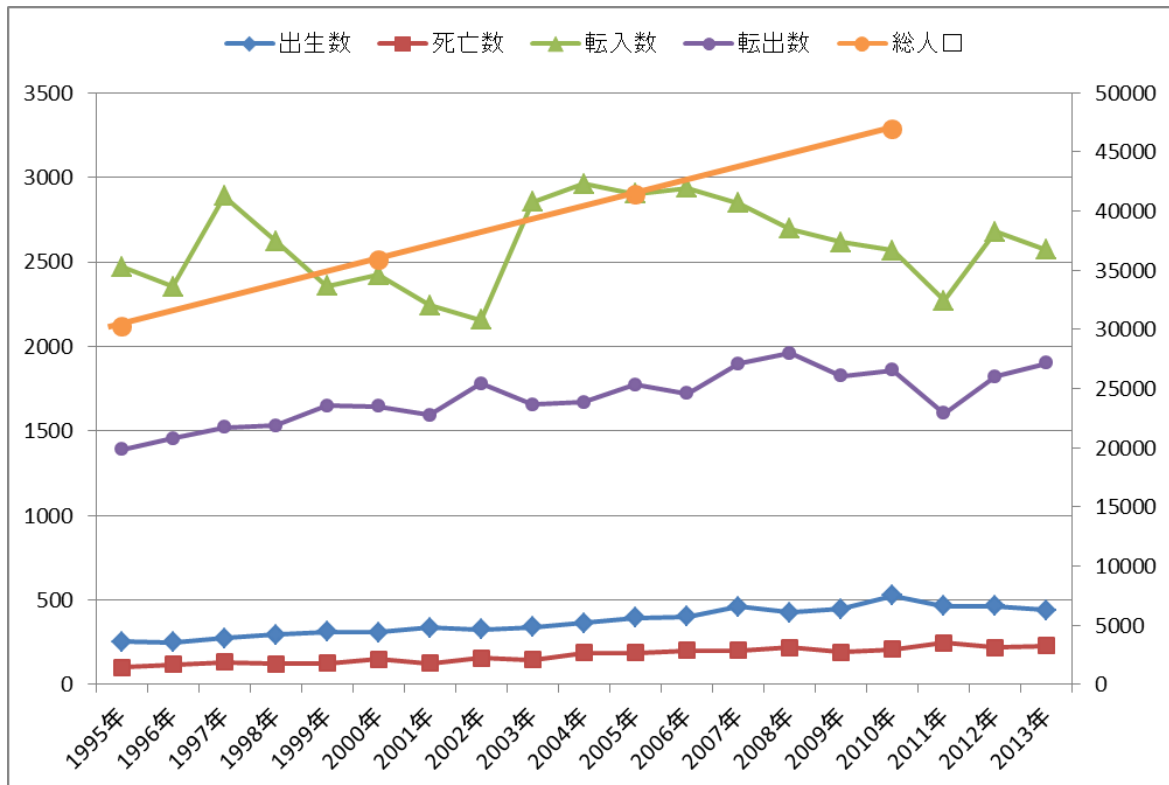
富谷市人口ビジョンの概要は次のとおりです。なお、富谷市人口ビジョンの詳細については、「富谷市人口ビジョン報告書」を参照ください。

(1) 自然増減及び社会増減の動向

自然増減(出生数－死亡数)については、1995年から2013年まで出生数、死亡数いずれも緩やかに増加しており、出生数が死亡数を上回る「自然増」となっています。

社会増減(転入数－転出数)については、1995年から2013年まで転入数が転出数を上回る、一貫して転入が超過している「社会増」が続いています。

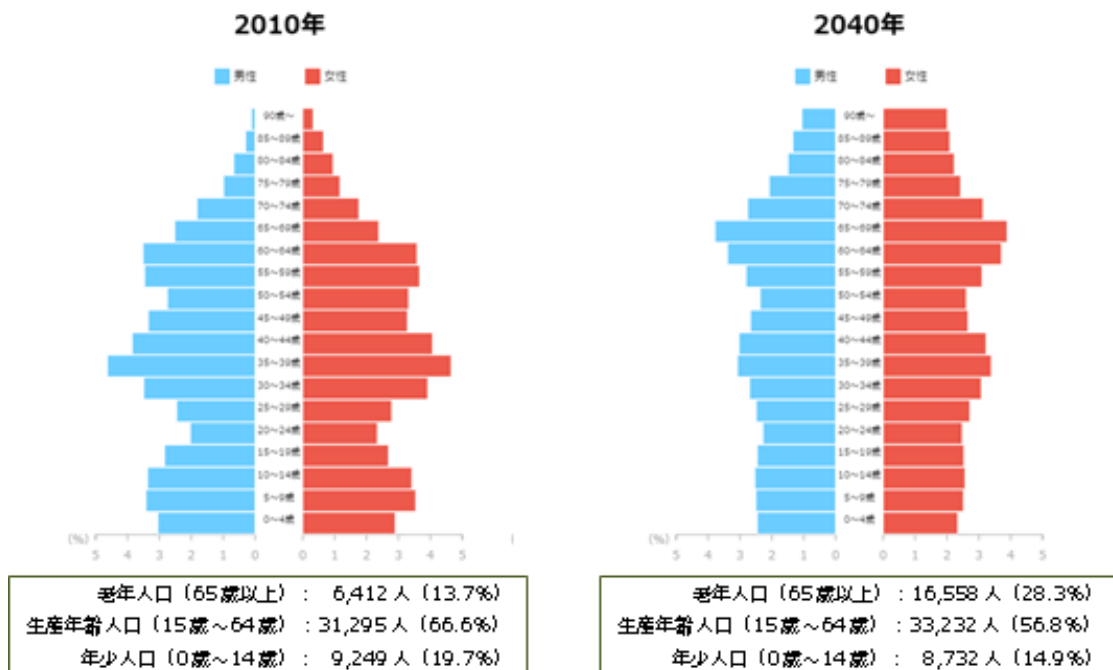
【図表2 自然増減・社会増減の動向】



(2) 将来人口構成の予測

人口増加を続けてきた富谷市においても、将来的には少子高齢化の影響を受けるようになってきます。2010年の国勢調査による年齢別人口は、65歳以上の老年人口が13.7%(6,412人)、15～64歳の生産年齢人口が66.6%(31,295人)、14歳以下の年少人口が19.7%(9,249人)でした。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年には少子高齢化の傾向が進むと見られており、老年人口が全体の約28%と約4人に1人が高齢者になると推計されています。

【図表3 富谷市の将来人口構成予測】

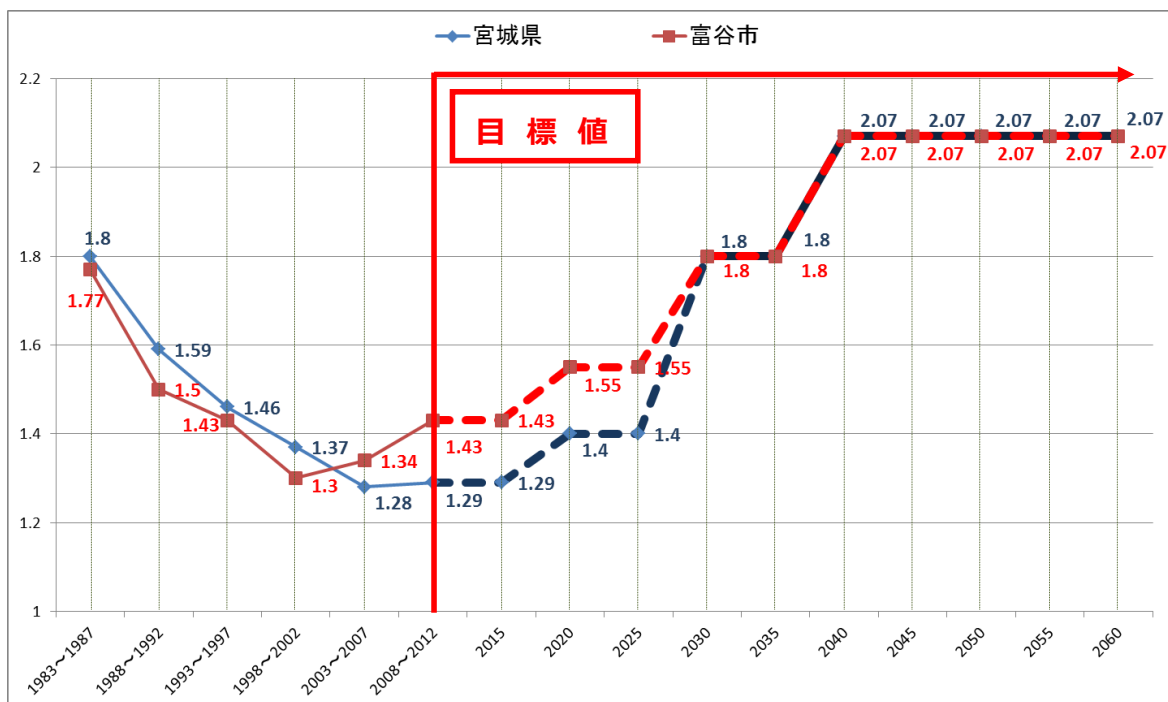


(3) 合計特殊出生率の推移と将来目標

1人の女性が一生に産む子どもの平均数である「合計特殊出生率」の推移を見ると、2002年までは低下し続けていますが、その後の「2003年～2007年」からは、上昇に転じており、本市の出生率は宮城県の出生率よりも高いレベルで推移しています。

今後も宮城県の目標と歩調を合わせ、高齢化社会に打ち勝つ持続的な人口増加と富谷市の更なる発展を目指していきます。

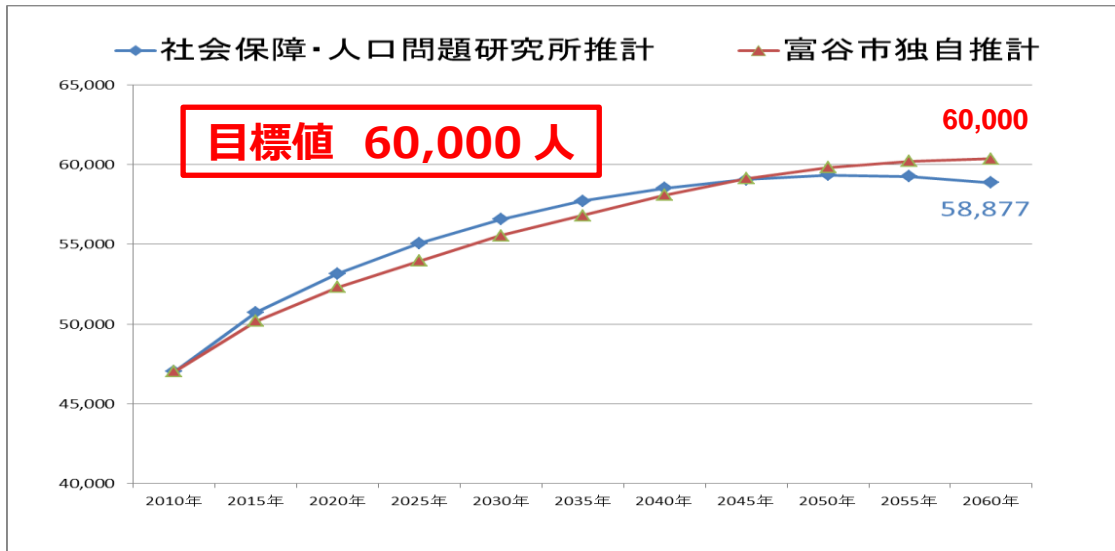
【図表4 合計特殊出生率の推移と将来目標】



(4) 人口の将来展望

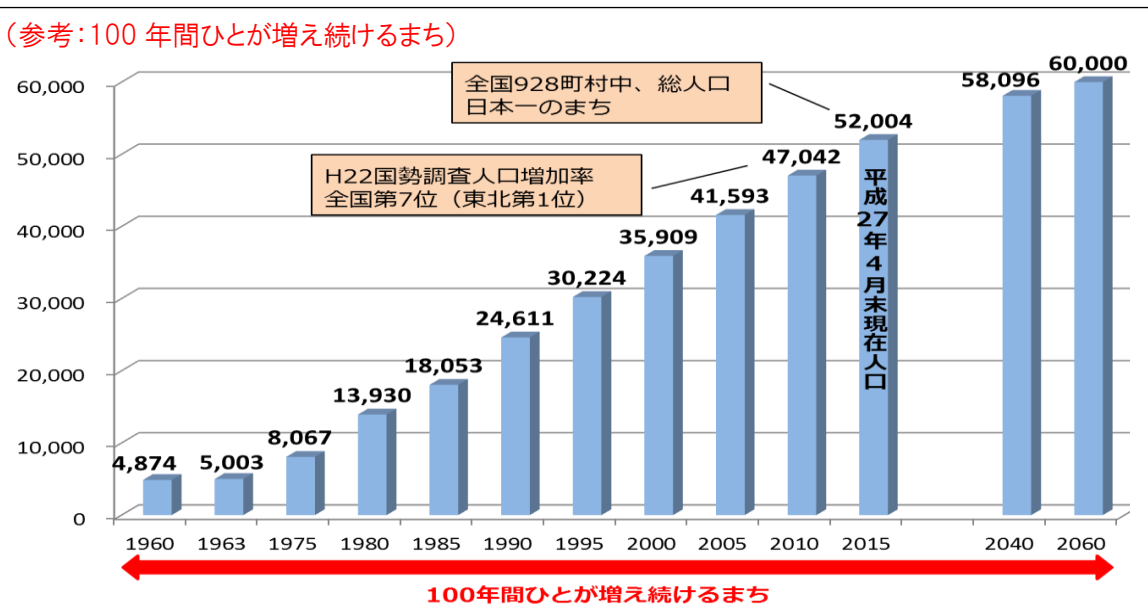
現在の人口は約 5 万 2 千人ですが、将来的には、概ね 6 万人程度で持続的に発展する富谷市を目指します。

【図表5 人口の将来展望】



【人口約 6 万人の算出条件】

- 2010 年までの合計特殊出生率に基づき、2015 年を 1.43、2020～2025 年を 1.55、2030～2035 年を 1.80 とし、2040 年以降 2.07 を維持すると仮定しています。
- 原則として、平成 17(2005)～22(2010)年の国勢調査(実績)に基づいて算出された純移動率が、平成 27(2015)～32(2020)年までに定率で 0.5 倍に縮小し、その後はその値を平成 47(2035)～52(2040)年まで一定と仮定しています。

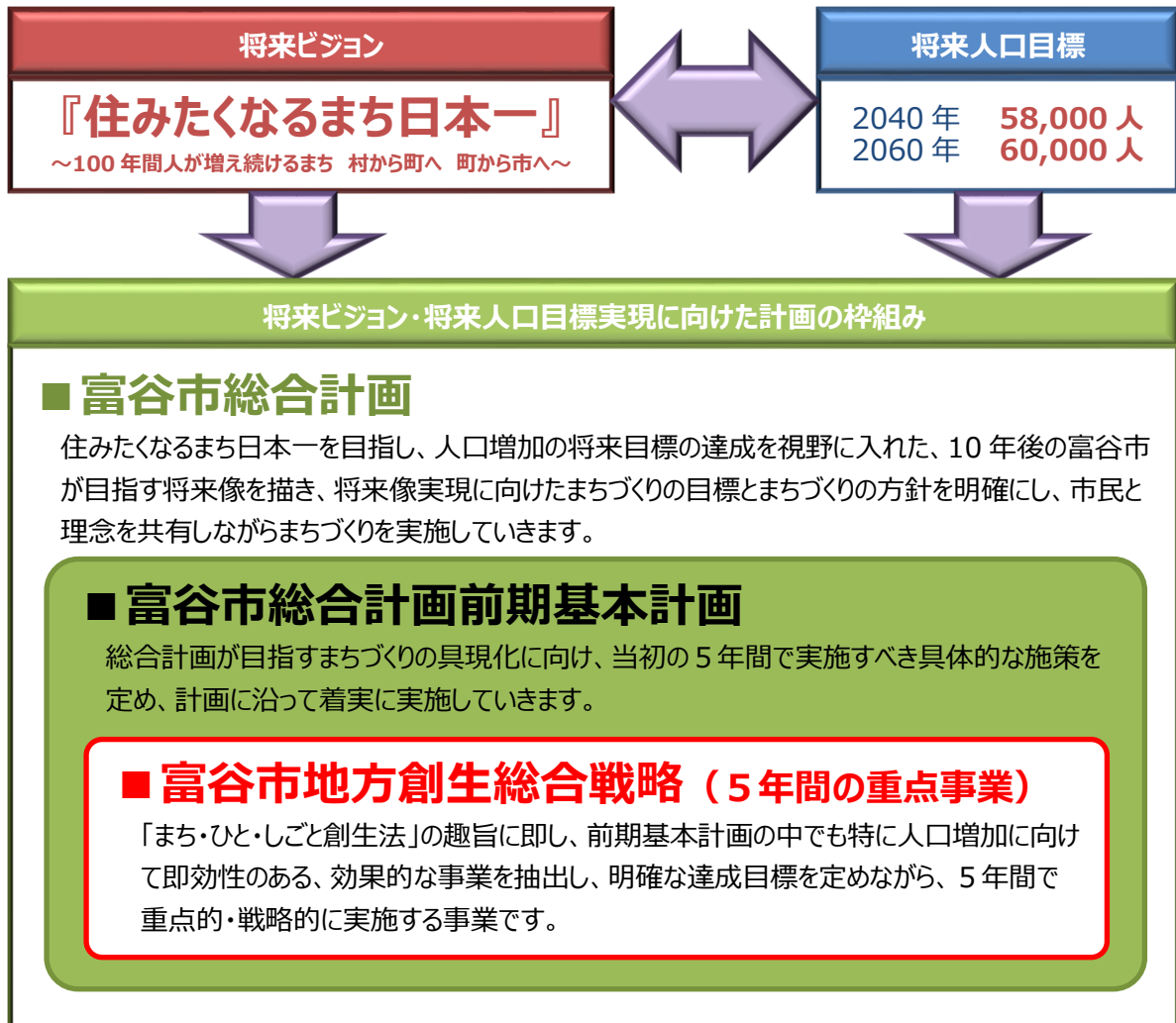


第3章 将来人口6万人を実現するための施策のスキーム

市制を踏まえたまちづくりの将来ビジョンとして「住みたくなるまち日本一」を掲げ、「100年間ひとが増え続けるまち 村から町へ 町から市へ」を実現します。そして、2060年時点の将来人口6万人を目指します。

この将来ビジョンや将来人口目標を踏まえ、2016年10月10日の市制施行とともに策定する「(仮称)富谷市総合計画」の中に、重点施策として「(仮称)富谷市地方創生総合戦略」を位置づけ、人口増加に向けた着実な発展を目指します。

【図表6 将来人口6万人を実現するための施策のスキーム】



第4章 富谷市地方創生総合戦略の基本目標

富谷市地方創生総合戦略は、以下の4点を基本目標として取り組みを推進します。

「富谷市地方創生総合戦略の基本目標」

基本目標1 企業誘致の実現による新たな雇用の場の創出

- ・企業誘致により新たな雇用の場を創出し、「住みたくなるまち」としての魅力をさらに向上させます。
- ・新たな雇用の場の創出に際しては、女性の社会進出支援の観点から、立地企業と連携して女性の雇用を促進します。
- ・新規の起業や創業について、他機関と連携しつつ適切な情報提供を行い、時代に即した働き方を支援します。

(国の基本目標「地方における新しい雇用を創出する」に対応)

基本目標2 スイーツ等による「とみやシティブランド」の確立

- ・地域への新しいひとの流れをつくり地域を活性化することを目的に、国内外の他地域と連携し、広域から注目されるスイーツ等に関する各種イベントの開催や新たな特産品の開発を通じて富谷の魅力を広く発信して、「とみやシティブランド」の確立を目指します。
- ・第一次産業の活性化を見据え、6次産業化を含めた地域の「誇り」となるような新たな特産品開発に取り組みます。

(国の基本目標「地方への新しいひとの流れをつくる」に対応)

基本目標3 未来を担う子どもたちを育てる環境のさらなる充実

- ・未来を担う子どもたちを育てる環境のさらなる充実を進めます。
- ・子育てしやすい環境づくりのためにハード、ソフトの両面から、全国トップレベルを目指した取り組みを進めます。

(国の基本目標「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に対応)

基本目標4 生活圏を踏まえた暮らしやすさの一層の向上

- ・誰もが移動しやすい交通環境づくりを進めます。
- ・生活圏の実態を踏まえ、高齢者等が安心して生活することのできるコミュニティづくりを推進します。

(国の基本目標「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」に対応)

(1) 基本目標1

【基本目標1】	「<u>企業誘致の実現による新たな雇用の場の創出</u>」
【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規雇用者<u>800人以上</u> ● 新規雇用者800人以上のうち女性雇用率<u>30%以上</u>
【重要業績評価指標(KPI)】	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の誘致・操業<u>5社以上</u>

【具体的な施策】

① 企業の誘致・操業

地域住民に多様な働き方のひとつとして、富谷市内における新たな雇用の機会を提供し、「住みたくなるまち」としての魅力をさらに向上させます。

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に、トップセールスなどにより、企業を富谷市へ新たに誘致し、操業の開始を目指すとともに、新規の雇用者を 800 人以上創出します。また、女性の社会進出を支援するため、誘致した企業と連携し、新規雇用800人のうち 30%以上の女性の雇用を目指します。

② 起業・創業支援

地域住民の新規の起業や創業について、他機関と連携しつつ適切な情報提供を行い、時代に即した働き方を支援します。

退職者や若者など多様な世代が、富谷市で起業・創業にチャレンジできるサポート体制の一層の充実を図るため、地域の産業支援機関であるくろかわ商工会、みやぎ産業振興機構などや、国の支援機関である(独)中小企業基盤整備機構などの各種支援ツールに関する情報を集約し、富谷市役所においてワンストップで情報提供を行います。また、起業・創業支援の相談があった場合には、これらの支援機関へスムーズな紹介を行います。さらに、制度融資については、広く富谷市内の企業へ案内し、引き続き高い利用率を維持します。

③ エネルギーの地産地消を目指した取組の検討

快適な住環境の構築、地域経済の活性化、新たな雇用の創出に資するため、エネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」の取組みについて検討します。

④ 基本目標を達成するための事業

上記の施策のほか、基本目標を達成するために必要な事業を行います。

(2) 基本目標2

【基本目標2】	「スイーツ等による「とみやシティブランド」の確立」
【数値目標】	● 交流人口 <u>10,000人以上増加</u>
【主な重要業績 評価指標(KPI)】	● 「(仮称)とみや国際スイーツフェア」を平成28年度より <u>年1回開催</u> ● 新たな特産品開発 <u>1品以上</u>

【具体的な施策】

① 「(仮称)とみや国際スイーツフェア」の開催

国内外のスイーツを味わうことのできる、参加体験型の「(仮称)とみや国際スイーツフェア」を開催します。開催にあたっては、広域から注目されるスイーツ等に関連する情報発信を併せて行い、10,000人以上の来場者数を目標とします。

スイーツを切り口とすることで、特にオリジナルの加工品や生食等により「富谷市を訪れないと食べられない」といった貴重性やストーリー性を加味することが可能となり、交流人口の増加に資することを狙いとしています。またスイーツを通じて幅広い年代層をターゲットとすることで、「とみやシティブランド」の付加価値やイメージを高めることを目指しています。

さらに、国内はもとより海外のスイーツまでも対象とした国際的な取り組みは他地域に無く、交流人口の増加を図る上で差別化が可能となります。また、中長期的には、市制移行後の海外都市との様々な交流も見据え、国際的な取り組みを目指すものです。

② 新たな特産品の開発

地域の資源を棚卸しし、地域特産品として開発可能性を有する資源を選定するとともに、地域の農家や企業、また、それを補完する地域外の企業によるコンソーシアムを形成するなどして、ブルーベリーに続く新たな特産品の開発を行います。なお、特産品については、スイーツ以外の分野も含め、農産品から加工品まで幅広い可能性を検討します。

③ 「スイーツの駅」の整備の検討

観光客はもとより、地域住民に対してもスイーツを切り口とした豊かな時間や体験を継続的に提供することのできる拠点として、富谷オリジナルの道の駅「スイーツの駅」の整備の検討を開始します。

④ 第一次産業の支援

第一次産業の生産規模の維持・拡大と生産者が抱える課題の解決に向けて、きめ細やかな相談に対応します。

富谷市では、米や野菜のほか、ブルーベリー等の果実などが生産されていますが、収穫が天候等に左右されやすいこと、耕作地が小規模で分散していること、後継者が不足していること等から、中長期的な生産規模の維持・拡大について多様な課題を抱えています。このような地域の生産者が抱える課題をきめ細やかに把握し、複合的な課題の解決に向けて、6次産業化を含めた多様な検討を進めます。

また、地域の資源である木材を利用した新たな建築材等の活用の可能性についても検討を進めます。

⑤ 市制施行を機会とした積極的なシティーセールスの展開

とみやシテイブランドの確立を目指し、平成28年10月10日の市制施行を絶好のシティーセールスの機会としてとらえ、「(仮称)とみや国際スイーツフェア」など各種イベント等の開催、地場産品など地域の持つ資源を最大限活用し、また、各種メディア等による情報発信を通して、発展を続けるまちの勢いと魅力を最大限、全国にPRし、交流人口の増加を促進します。

⑥ 基本目標を達成するための事業

上記の施策のほか、基本目標を達成するために必要な事業を行います。

(3) 基本目標3

【基本目標3】	「未来を担う子どもたちを育てる環境のさらなる充実」
【数値目標】	● 子育て世帯 <u>500世帯の増加</u>
【主な重要業績評価指標(KPI)】	<ul style="list-style-type: none"> ● 待機児童<u>ゼロ</u>の実現 ● 子ども医療費助成の対象年齢を<u>18歳まで拡大</u> ● 全ての市立幼稚園及び小中学校の<u>ユネスコスクール登録 1校→ 2園、13校</u> (<u>幼稚園 2園、小学校 8校、中学校 5校</u>)

【具体的な施策】

① 待機児童ゼロの実現に向けた保育施設の整備

保育所の待機児童対策として、これまでも認可保育所の新設や増築により定員の拡大に努めてきました。平成 28 年度においても、旧富ヶ丘北部会館を利用して定員54名の私立認可保育所を開設し、待機児童対策を推し進めます。今後も、将来を見越した待機児童対策として、保育施設の新設などの検討を進めながら待機児童ゼロを目指します。

② 子育て世代包括支援センターの整備

母子保健センターの機能とともに、現状の様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期までの支援対策として、ワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」を整備し、切れ目のない支援を実施します。

子育て世代包括支援センターでは、コーディネーターが、各機関との連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握します。また、定期的に臨床心理士やスクールカウンセラー等と連携しながら障がい児支援や就学相談等のさらなる充実を図ることにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成します。

- ③ 全小学校敷地内への児童館(または児童クラブ室)の整備
全ての小学校敷地内へ児童館等を段階的に整備し、当該施設での放課後児童クラブ活動や全ての小学生を対象とした放課後子ども教室を通して、安全・安心な環境の中での学童の健全育成の充実を図ります。
また、当該施設を利用し、地域人材を積極的に活用した乳幼児教室や母親学級などを実施し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。
- ④ 子ども医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大
平成27年10月から、子ども医療費助成制度の対象年齢を今までの「15歳の年度末まで」から「18歳の年度末まで」に拡大し、さらなる子育て支援の充実を図りました。また、今後についても現在の助成の枠組みを継続していきます。
- ⑤ 病児・病後児保育の対象年齢の拡大
保護者の子育てと仕事を両立するための一助として実施している本事業について、現在、未就学児までを対象としていますが、対象年齢を小学校低学年までに拡大することにより、子育て支援のより一層の拡充を図ります。
- ⑥ 市立幼稚園及び小中学校のユネスコスクール登録
市立全幼稚園及び全小中学校でユネスコスクールに登録し、ユネスコ憲章に示された理念である「持続可能な開発のための教育(ESD)及び平和、異文化理解教育」の推進を図ります。特に、各小学校への(仮称)英語教育支援員の配置や中学生を対象とした海外研修の実施などを通して、国際理解教育の充実を図るとともに、地域と連携した体験的な防災教育活動に重点的に取り組みます。
また、その推進にあたっては、すでに登録している宮城県富谷高等学校との連携も視野に入れながら、系統的な活動を展開します。
- ※ESD(Education for Sustainable Development):環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、身近なところから取り組むことにより、課題解決につながる価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。持続可能な開発のための教育。
- ⑦ 基本目標を達成するための事業
上記の施策のほか、基本目標を達成するために必要な事業を行います。

(4) 基本目標4

【基本目標4】	「生活圏を踏まえた暮らしやすさの一層の向上」
【数値目標】	● 「今後も暮らしたい」(定住意向)とする住民の割合 80%以上
【主な重要業績 評価指標(KPI)】	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民バス年間利用者数 71,962 人→77,000 人 ● 高齢者・障がい者交通支援事業の創設(公共交通バス・地下鉄利用のためのICカード乗車証の導入) 交付対象者への交付率 50% ● 共に支える地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の交流拠点(仮称)街角カフェの設立 2地域 ・地域コミュニティ活動の実施支援 15ヶ所→20ヶ所 ・自主防災組織の設立 23町内会→全45町内会

【具体的な施策】

① 公共交通グランドデザインの策定

買い物や通院など住民ニーズに対応した市民バスの運行に努めるとともに、生活圏を踏まえた暮らしやすさの一層の向上を検討し、新公共交通システムの導入を前提とした公共交通グランドデザインを策定します。

② 高齢者・障がい者交通支援事業の創設

高齢者・障がい者に対して、公共交通バス・地下鉄のICカード乗車証を導入し、社会参画と安心安全な移動を支援することにより、高齢者・障がい者の生活を支えます。本事業は、公共交通機関の利用促進により外出を促し、健康保持増進や社会参画を推進するとともに、運転免許証返納による高齢者の自動車事故の減少等安心安全な移動を支援するものです。

③ 共に支える地域づくりの推進

高齢者を含め、地域の方を地域の方が支える仕組みづくりとして、幅広い世代の方が気軽に集い、情報交換、各種ワークショップ等多様な機能を持つ、地域交流拠点(仮称)街角カフェの創設を目指します。また、現在、介護予防事業の一環として地域のサポーターが中心となって開催している高齢者の交流の場(ゆとりすとサロン)についても増設を目指し、地域の高齢者を支える仕組みづくりを進めます。さらに、東日本大震災で経験した地域の助け合いをもとに誕生した、暮らしやすい地域とするための自発的、自主的なコミュニティ活動(どんぐりの森活動)について、さらに発展するよう支援します。

自助・共助・公助の連携による防災・減災体制の確立を目指して、全ての町内会における自主防災組織の立ち上げを支援し、地域コミュニティによる実効ある自主防災組織の育成を推進します。

④ 三世代が安心して暮らせるまちづくりの推進

三世代の同居、近居による高齢者の安心な暮らしと生きがいの保持・増進、また、子育て世代の負担軽減による女性の社会進出の推進、そして、高齢者との交流による子どもたちの心豊かな情操の育みに資するため、ふるさと富谷で幅広い世代が互いに交流し支え合う「三世代が安心して暮らせるまち」を目指します。

⑤ 住民等連携による公共インフラの維持管理の推進

安心安全な住環境を維持するため、道路や公園など暮らしに身近な公共インフラの効果的な維持管理(点検・通報・清掃・美化活動等)手法として、住民や団体、企業等と行政とがそれぞれの立場で連携して取り組むパートナーシップの構築を目指します。

⑥ 基本目標を達成するための事業

上記の施策のほか、基本目標を達成するために必要な事業を行います。